

123期 業務報告

令和6年4月～令和7年3月



盛岡信用金庫

ごあいさつ



皆さまには、平素より私ども盛岡信用金庫をお引き立ていただき、誠にありがとうございます。

謹んでここに第123期業務の概況と決算をご報告させていただきます。

さて、わが国経済はマイナス金利政策が解除され、「金利のある世界」に戻りました。地政学リスクや、地球規模での大規模な自然災害の頻発、日米欧の金融政策の方向性の違いなどが経済に大きな影響を及ぼすと考えられます。

また、中小企業においては、物価高や人手不足による人件費の増加等による経費の上昇、少子化の急激な加速、高齢化、人口減少等による市場規模の縮小と首都圏への一極集中による地域間格差の拡大など、多くの課題があります。

令和6年度は、新中期経営計画の2年度目として、お客さまの本業支援をはじめ各施策の完遂を目指し、役職員一丸となり全力で取り組んでまいりましたが、中小企業・地域金融機関を取り巻く環境は依然として厳しい状況にあります。

このような中、当金庫の預金積金期末残高は、2,634億30百万円となり、前期比0.54%増加し、貸出金期末残高は、1,279億12百万円となり前期比0.99%の増加となりました。また、収益面においては、資金運用における収益の増加、不良債権先の回収による与信関連費用の減少により、当期純利益は9億30百万円の利益計上となりました。

なお、金融機関の安全性・健全性を示す指標であります自己資本比率は、国内基準の4%を上回る9.20%となりました。

令和7年度は、中期経営計画「～サステナブル経営の実現に向けた創造と挑戦～情熱大陸作戦Ⅱ（第2ステージ）」の最終年度となります。企業風土改革をはじめとした改革を一段と進めてまいります。また、人的資本経営の取組みを重点施策に位置付け、職員が夢や希望を持って働き、生き生きと活躍してもらえる環境を整えてまいります。

金融機関を取り巻く環境は、依然として厳しい状況にあります。金融支援のみならず、ビジネスマッチ等による本業支援をはじめ経営改善・企業再生支援、M & Aを活用した事業継続支援、DX支援など、お客さまが抱えている課題に向き合い、現場の課題解決などに一層力を入れると共に、地域循環型の持続可能な地域社会の実現に貢献していかなければならないと考えております。

当金庫は、これからも地域に根差し、お客さまの課題を丁寧にお聞きし、お客さまに寄り添い、全力で支援してまいります。創業の精神であります「共存同栄」のもと、役職員全員が情熱を持ち、一致団結し時代に即した対応を図り、当金庫の価値向上・地域の発展と皆さまの幸せに貢献できるよう取り組んでまいりますので、今後ともご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和7年7月

理事長 浅沼 晃

貸借対照表

第123期(令和7年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現 金	5,901	預 金 積 金	263,430
預 け 金	78,499	当 座 預 金	2,196
買 入 金 銭 債 権	5,083	普 通 預 金	133,013
金 銭 の 信 託	0	貯 蓄 預 金	675
有 価 証 券	51,630	定 期 預 金	120,016
国 債	11,756	定 期 積 金	5,981
地 方 債	4,767	そ の 他 の 預 金	1,547
社 債	14,493	借 用 金	592
株 式	330	借 入 金	592
そ の 他 の 証 券	20,281	そ の 他 の 負 債	418
貸 出 金	127,912	未 決 済 為 替 借 借	63
割 引 手 形	15	未 払 費 用	140
手 形 貸 付	3,858	給 付 補 填 備 金	0
証 書 貸 付	114,600	未 払 法 人 税 等	6
当 座 貸 越	9,437	前 受 取 益	26
そ の 他 資 産	1,750	払 戻 未 済 金	22
未 決 済 為 替 貸	36	職 員 預 り 金	80
信 金 中 金 出 資 金	1,274	資 産 除 去 債 務	12
未 取 収 益	297	そ の 他 の 負 債	65
そ の 他 の 資 産	141	役 員 退 職 慰 勞 引 当 金	164
有 形 固 定 資 産	2,954	偶 発 損 失 引 当 金	40
建 物	900	睡 眠 預 金 払 戻 損 失 引 当 金	8
土 地	1,695	繰 延 税 金 負 債	115
そ の 他 の 有 形 固 定 資 産	357	債 務 保 証	1,339
無 形 固 定 資 産	38	負 債 の 部 合 計	266,109
ソ フ ト ウ ェ ア	37	(純資産の部)	
そ の 他 の 無 形 固 定 資 産	1	出 資 金	1,873
前 払 年 金 費 用	404	普 通 出 資 金	1,873
債 務 保 証 見 返	1,339	利 益 剰 余 金	7,089
貸 倒 引 当 金	△ 4,569	利 益 準 備 金	1,896
(うち個別貸倒引当金)	(△ 3,959)	そ の 他 利 益 剰 余 金	5,192
		特 別 積 立 金	4,000
		当 期 未 処 分 剰 余 金	1,192
		処 分 未 済 持 分	△ 0
		会 員 勘 定 合 計	8,962
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	△ 4,128
		評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	△ 4,128
		純 資 産 の 部 合 計	4,834
資 産 の 部 合 計	270,944	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	270,944

注記は3~6頁をご覧ください。

損益計算書

第123期(令和6年4月1日から令和7年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
経 常 収 益	4,376,474
資 金 運 用 収 益	3,410,996
貸 出 金 利 息	2,287,882
預 け 金 利 息	451,993
有 価 証 券 利 息 配 当 金	618,263
そ の 他 の 受 入 利 息	52,857
役 務 取 引 等 収 益	320,680
受 入 為 替 手 数 料	117,403
そ の 他 の 役 務 収 益	203,276
そ の 他 業 務 収 益	156,865
国 債 等 債 券 売 却 益	105,908
そ の 他 の 業 務 収 益	50,957
そ の 他 経 常 収 益	487,932
貸 倒 引 当 金 戻 入 益	407,907
償 却 債 権 取 立 益	1,294
株 式 等 売 却 益	72,007
そ の 他 の 経 常 収 益	6,722
経 常 費 用	3,390,379
資 金 調 達 費 用	149,586
預 金 利 息	145,814
給 付 補 填 備 金 繰 入 額	500
借 用 金 利 息	2,420
そ の 他 の 支 払 利 息	850
役 務 取 引 等 費 用	328,433
支 払 為 替 手 数 料	10,784
そ の 他 の 役 務 費 用	317,648
そ の 他 業 務 費 用	276,600
国 債 等 債 券 売 却 損	176,168
国 債 等 債 券 償 還 損	97,610
そ の 他 の 業 務 費 用	2,821
経 費	2,579,605
人 件 費	1,542,717
物 件 費	930,823
税	106,064
そ の 他 経 常 費 用	56,153
株 式 等 売 却 損	35,303
そ の 他 の 経 常 費 用	20,849
経 常 利 益	986,095
特 別 損 失	1,956
固 定 資 産 処 分 損 失	1,580
減 損 損 失	375
税 引 前 当 期 純 利 益	984,139
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	7,640
法 人 税 等 調 整 額	45,551
法 人 税 等 合 計	53,192
当 期 純 利 益	930,947
繰 越 金(当 期 首 残 高)	261,328
当 期 未 処 分 剰 余 金	1,192,275

注記は6頁をご覧ください。

剰余金処分

第123期(令和6年4月1日から
令和7年3月31日まで)

科 目	金 額
当 期 末 処 分 剰 余 金	1,192,275,898円
剰 余 金 処 分 額	37,461,647円
利 益 準 備 金	円
普 通 出 資 に 対 す る 配 当 金	(年 2.0%) 37,461,647円
繰 越 金 (当 期 末 残 高)	1,154,814,251円

上記のとおりであります。

令和7年6月23日

盛岡信用金庫

理 事 長	浅 沼	晃
副 理 事 長	藤 澤	透
常 務 理 事	十 文 字	悟
同	荒 木 田	人
常 勤 理 事	小 船	幸
同	井 上	一
理 事	澤 野	桂 子
同	海 野	尚

以上各項を精査の結果正確なことを認めます。

令和7年6月23日

常勤監事	清 水 敏 朗
監 事	中 田 勇 司
員外監事	高 橋 耕

貸借対照表の注記

- 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。
- 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については、移動平均法による償却原価法(定額法)、その他有価証券については原則として時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
- 金銭の信託は、移動平均法による償却原価法(定額法)により行っております。
- 有形固定資産の減価償却は、定額法を採用しております。
なお、主な耐用年数は次のとおりであります。
建 物 3年 ~ 50年
その他 3年 ~ 20年
- 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自金庫利用のソフトウェアについては、金庫内における利用可能期間(5年)により償却しております。
- 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下「破綻懸念先」という。)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認められる額を計上しております。上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績又は倒産実績を基礎とした貸倒実績率又は倒産確率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産査定委員会(資産監査部署)が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。
なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は3,467百万円であります。
- 当金庫は、職員の退職金制度として、職員が満60歳に達するまでは確定給付企業年金制度を採用しております。
退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づく必要額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については期間定額基準によっております。なお、数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。
数理計算上の差異 各事業年度の発生時の職員の平均残存勤務期間内の一
定の年数(10年)による定額法により按分した額をそれ
ぞれ発生の日翌事業年度から費用処理
- 当金庫は、複数事業主(信用金庫等)により設立された2つの企業年金制度(総合設立型厚生年金基金及び連合設立型確定給付企業年金基金)に加入しております。総合設立型厚生年金基金については、当金庫の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、当該企業年金制度への拠出額を退職給付費用として処理しております。
連合設立型確定給付企業年金基金の第1給付部分については、当金庫の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、当該年金制度の第1給付部分への拠出額を退職給付費用として処理しております。(当該年金制度は第1給付部分〔共通給付部分〕と第2給付部分〔事業所給付部分〕とで構成されております)
なお、それぞれの企業年金制度全体(連合設立型確定給付企業年金基金では、第1給付部分のみ)の直近の積立状況及び制度全体(連合設立型確定給付企業年金基金では、第1給付部分のみ)の拠出等に占める当金庫の割合並びにこれらに関する補足説明は次のとおりであります。
●総合設立型厚生年金基金
① 制度全体の積立状況に関する事項(令和6年3月31日現在)
年金資産の額 1,832,300百万円
年金財政計算上の数理債務の額と
最低責任準備金の額との合計額 1,853,684百万円
差引額 △21,384百万円
② 制度全体に占める当金庫の掛金拠出割合(令和6年3月31日現在)
0.2178%
③ 補足説明
上記①の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高134,623

百万円及び差引積立金113,239百万円であります。本制度における過去勤務債務の償却方法は、期間19年0カ月の元利均等定率償却であり、当金庫は、当事業年度の計算書類上、特別掛金40百万円を費用処理しております。なお、特別掛金の額は、予め定められた掛金率を掛金拠出時の標準給与の額に乗じることで算定されるため、上記②の割合は当金庫の実際の負担割合とは一致しません。

●連合設立型確定給付企業年金基金（第1給付部分）

① 第1給付部分の積立状況に関する事項（令和6年3月31日現在）	
年金資産の額	95百万円
年金財政計算上の数理債務の額	79百万円
差引額	16百万円
② 第1給付部分全体に占める当金庫の掛金拠出割合（令和6年3月31日現在）	3.6415%

③ 補足説明

上記①の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高1百万円であります。本制度における過去勤務債務の償却方法は、期間20年の元利均等定率償却であり、当金庫は、当事業年度の計算書類上、特別掛金0百万円を費用処理しております。

なお、特別掛金の額は、予め定められた加入者1人あたりの掛金額を掛金拠出時の拠出対象者の人数に乗じることで算定されるため、上記②の割合は当金庫の実際の負担割合とは一致しません。

- 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。
- 睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り、必要と認める額を計上しております。
- 偶発損失引当金は、信用保証協会への負担金の支払に備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。
- 会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

貸倒引当金	4,569百万円
-------	----------

貸倒引当金の算出方法は、重要な会計方針として6に記載しております。主な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に判定し、設定しております。

なお、個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合、翌事業年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

- 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債権総額（総合口座取引における当座貸越または預金積金を担保とする貸付金は含みません。）2百万円
 - 有形固定資産の減価償却累計額 3,779百万円
 - 信用金庫法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、貸借対照表の貸出金、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるものであります。
- | | |
|--------------------|----------|
| 破産更生債権及びこれらに準ずる債権額 | 3,907百万円 |
| 危険債権額 | 3,350百万円 |
| 三月以上延滞債権額 | 一百万円 |
| 貸出条件緩和債権額 | 83百万円 |
| 合計額 | 7,342百万円 |

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

- ローン・パーティシペーションで、移管指針第1号「ローン・パーティシペーションの会計処理及び表示」（令和6年7月1日）に基づいて参加者に売却したものとして会計処理した貸出金の元本の事業年度末残高の総額は、26百万円であります。
- 手形割引は、業種別委員会実務指針第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形は、売却又は（再）担保という方法で

自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、15百万円であります。

- 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産	
預け金	1,000百万円
有価証券	277百万円
その他の資産	0百万円

担保資産に対応する債務

預金	125百万円
借入金	592百万円

上記のほか、内国為替決済取引等の担保として、預け金4,000百万円を差し入れております。また、その他の資産は保証金が46百万円含まれております。

- 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する当金庫の保証債務の額は50百万円であります。
- 出資1口当たりの純資産額 1,290円21銭
- 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当金庫は、預金業務、融資業務および市場運用業務などの金融業務を行っております。このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理（ALM）をしております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当金庫が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金です。また、有価証券は、主に債券、投資信託及び株式であり、満期保有目的、純投資目的及び事業推進目的で保有しております。これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されております。また、変動金利の預金については、金利の変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当金庫は、信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応など信用管理に関する体制を整備し運営しております。これらの与信管理は、各営業店のほか審査部により行われ、また、定期的に経営陣による政策委員会やリスク管理協議会を開催し、審議・報告を行っております。さらに、与信管理の状況については、リスク統括部がチェックしております。有価証券の発行体の信用リスクに関しては、企画部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。

② 市場リスクの管理

(i) 金利リスクの管理

当金庫はALMによって金利の変動リスクを管理しております。ALMに関する規則及び要領において、リスク管理方法や手続等の詳細を明記しており、政策委員会において決定されたALMに関する方針に基づき、ALM協議会において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っております。

日常的には企画部において金融資産および負債の金利や期間を総合的に把握し、金利感応度分析等によりモニタリングを行い、定期的に理事会に報告しております。

(ii) 価格変動リスクの管理

有価証券を含む市場運用商品の保有については、政策委員会の方針に基づき、理事会の監督の下、市場リスク管理要領に従い行われております。このうち企画部では市場運用商品の購入を行っており、事前審査、投資限度額の設定のほか、継続的なモニタリングを通じて価格変動リスクの軽減を図っております。

(iii) 市場リスクに係る定量的情報

当金庫において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「有価証券」のうち債券、「買入金銭債権」、「金銭の信託」、「貸出金」、「預金積金」、「借入金」であります。当金庫では、これらの金融資産及び金融負債について、半期毎に、保有期間126日営業日、過去5年の観測期間で計測される99パーセンタイル値を用いた時価の変動額を市場リスク量とし、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しております。

当該変動額の算定にあたっては、対象の金融資産及び金融負債を（固定金利群と変動金利群に分けて）それぞれ金利期日に応じて適切な期間に残高を分解し、期間ごとの金利変動幅を用いております。

なお、金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定した場合の99パーセンタイル値を用いた時価は、3,866百万円減少するものと把握しております。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数との相関を考慮しておりません。
また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当金庫は、ALMを通して、適時に資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によつた場合、当該価額が異なることもあります。

なお、一部の金融商品については、簡便な計算により算出した時価に代わる金額を含めて開示しております。

22. 金融商品の時価等に関する事項

令和7年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります(時価等の評価技法(算定方法)については(注1)参照)。なお、市場価格のない株式等及び組合出資金は、次表には含めておりません((注2)参照)。また、現金は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

なお、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

(単位:百万円)

項目	貸借対照表計上額	時 価	差 額	
資 産	預け金 (*1)	78,499	78,757	258
	買入金銭債権	5,083	4,213	△ 870
	金銭の信託	0	0	0
	有価証券	51,362	50,720	△ 641
	満期保有目的の債券	7,138	6,496	△ 641
	その他有価証券	44,224	44,224	-
	貸出金 (*1)	127,912	-	-
貸倒引当金 (*2)				
		△ 3,959	-	
		123,953	122,086	△ 1,867
合計	258,898	255,778	△ 3,120	
負 債	預金積金 (*1)	263,430	263,426	△ 4
	借入金	592	612	20
	合計	264,022	264,039	16

(*1) 「時価」には、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」が含まれております。

(*2) 貸出金に対応する個別貸倒引当金を控除しております。

(注1) 金融商品の時価等の評価技法(算定方法)

金融資産

(1) 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、残存期間に基づく区分ごとに、新規に預け金を行った場合に想定される適用金利で割り引いた現在価値を算定しております。

(2) 買入金銭債権

取引金融機関から提示された価格によって時価としております。

(3) 金銭の信託

取引金融機関から提示された価格によって時価としております。

(4) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、取引所の価格又は公表されている基準価格によっております。なお、保有目的区分ごとの有価証券に関する注記事項については23から24に記載しております。

(5) 貸出金

貸出金は、以下の①～③の方法により算出し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。

① 破綻懸念先債権、実質破綻先債権及び破綻先債権等、将来キャッシュ・フローの見積りが困難な債権については、貸借対照表中の貸出金勘定に計上している額(貸倒引当金控除前額。以下「貸出金計上額」という。)の合計額から貸出金に対応する個別貸倒引当金を控除した価額

② ①以外のうち、変動金利によるものは貸出金計上額

③ ①以外のうち、固定金利によるものは貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いた価額

金融負債

(1) 預金積金

要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしております。また、定期性預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。

(2) 借入金

借入金については、固定金利によるもので、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額を同様の借入において想定される利率で割り引いて現在価値を算定しております。なお、残存期間が短期間の場合は、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(注2) 市場価格のない株式等及び組合出資金の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

(単位:百万円)

区 分	貸借対照表計上額
非 上 場 株 式 (*1)	98
組 合 出 資 金 (*2)	168
合 計	267

(*1) 非上場株式については、企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(令和2年3月31日)第5項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

(*2) 組合出資金については、企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(令和3年6月17日)第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額並びに借入金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

■償還予定表及び返済予定表

(単位:百万円)

		1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
資 産	預け金 (*1)	19,235	1,980	6,600	25,900
	買入金銭債権	0	82	-	5,000
	貸出金 (*2)	18,119	45,615	25,504	26,996
	有価証券	1,335	12,688	13,352	19,942
	満期保有目的 その他有価証券	-	100	2,700	4,400
	合計	38,689	60,365	45,456	77,838
負 債	借入金	68	272	252	-
	預金積金 (*1) (*3)	98,778	26,338	2	143
	合計	98,846	26,610	254	143

(*1) 預け金、預金積金については延滞、期流れ及び期間の定めのないものは含めておりません。

(*2) 貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めないもの、期間の定めがないものは含めておりません。

(*3) 預金積金のうち、要求払預金は「1年以内」に含めております。

23. 有価証券の時価、評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、「国債」・「地方債」・「社債」・「株式」・「その他の証券」が含まれております。以下、24.まで同様であります。

満期保有目的の債券

(単位:百万円)

	種 類	貸借対照表計上額	時 価	差 額
時価が貸借対 照表計上額を 超えるもの	国債	97	97	0
	地方債	100	100	0
	短期社債	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	小計	197	197	0
時価が貸借対 照表計上額を 超えないもの	国債	2,346	2,136	△ 210
	地方債	2,799	2,630	△ 169
	短期社債	-	-	-
	社債	1,793	1,531	△ 262
	その他	-	-	-
	小計	6,940	6,298	△ 641
	合計	7,138	6,496	△ 641

その他有価証券

(単位:百万円)

	種 類	貸借対照表計上額	取得原価	差 額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	102	71	30
	債券	300	300	0
	国債	100	99	0
	地方債	100	100	0
	短期社債	—	—	—
	社債	100	100	0
	その他	5,088	4,474	614
	小計	5,492	4,846	645
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	129	155	△ 26
	債券	23,579	26,353	△ 2,774
	国債	9,212	10,644	△ 1,432
	地方債	1,767	1,917	△ 150
	短期社債	—	—	—
	社債	12,599	13,791	△ 1,191
	その他	15,023	16,996	△ 1,973
	小計	38,732	43,506	△ 4,773
合計	44,224	48,352	△ 4,128	

24. 当事業年度中に売却したその他有価証券

(単位:百万円)

	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
株式	943	39	27
債券	12,870	17	172
国債	4,882	9	50
地方債	3,856	6	49
短期社債	—	—	—
社債	4,131	1	71
その他	7,474	134	101
合計	21,287	191	301

25. 満期保有目的の金銭の信託

(単位:百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額	うち時価が貸借対照表計上額を超えるもの	うち時価が貸借対照表計上額を超えないもの
満期保有目的の金銭の信託	0	0	0	0	—

(注)「うち時価が貸借対照表計上額を超えるもの」・「うち時価が貸借対照表計上額を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

26. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。移管指針第9号「金融商品会計に関する実務指針」(令和7年3月11日)第139項に従い、当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約にかかる融資未実行残高は28,952百万円であります。このうち、原契約期間が1年以内のもの(又は任意の時期に無条件で取消可能なもの)が13,962百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当金庫の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約には、金融情勢の変化、債権の保全およびその他相当の事由があるときは、当金庫が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に(半年毎に)予め定めている当金庫内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

27. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産	
税務上の繰越欠損金(注2)	617百万円
貸倒引当金損金算入限度超過額	1,289百万円
その他有価証券評価差額金	1,172百万円
減価償却限度超過額	29百万円
役員退職慰労引当金	46百万円
土地減損分	14百万円
貸出金未収利息	63百万円
睡眠預金払戻損失引当金	2百万円
その他	45百万円
繰延税金資産小計	3,281百万円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額(注2)	△617百万円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△2,663百万円
評価性引当額小計(注1)	△3,281百万円
繰延税金資産合計	—百万円
繰延税金負債	
前払年金費用	115百万円
繰延税金負債合計	115百万円
繰延税金負債の純額	115百万円

(注1) 繰延税金資産から控除された額(評価性引当額)の変動は、将来減算一時差異等の回収可能性を検討した結果、繰延税金資産を計上しないと判断したことによるものです。

(注2) 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

当事業年度(令和7年3月31日)

(単位:百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	合 計
税務上の繰越欠損金(*1)	—	—	617	617
評価性引当額	—	—	617	617
繰延税金資産	—	—	—	—

(*1) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

(*2) 翌事業年度、債権売却や債権償却による貸倒引当金繰入超過額の認容を予定しており、課税所得が生じない見込みであることから、税務上の繰越欠損金に係る繰延税金資産は回収できないと判断しました。

(追加情報)

法人税等の税率の変更による繰延税金資産および繰延税金負債の金額の修正
「所得税法等の一部を改正する法律(令和7年法律第13号)」が令和7年3月31日に成立したことに伴い、令和8年4月1日以後に開始する事業年度から「防衛特別法人税」の課税が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の27.7%から、令和8年4月1日以後開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等については28.4%となります。この税率変更により、繰延税金負債は2百万円増加し、法人税等調整額は2百万円増加しております。

損益計算書の注記

注1. 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

2. 出資1口当たり当期純利益金額

246円57銭

独立監査人の監査報告書

令和7年5月16日

盛岡信用金庫

理事会 御中

北光監査法人
岩手県盛岡市

代表社員 公認会計士 新井田信也 ㊞
業務執行社員

代表社員 公認会計士 戸小台 誠 ㊞
業務執行社員

<計算書類等監査>

監査意見

当監査法人は、信用金庫法第38条の2第3項の規定に基づき、盛岡信用金庫の令和6年4月1日から令和7年3月31日までの第123期事業年度の剰余金処分案を除く計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び注記並びにその附属明細書(以下、これらの監査の対象書類を「計算書類等」という。)について監査を行った。当監査法人は、上記の計算書類等が、信用金庫法及び同施行規則並びに我が国において一般に公正妥当と認められる会計の慣行に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、金庫から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、業務報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監事の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における理事の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監事の責任

経営者の責任は、信用金庫法及び同施行規則並びに我が国において一般に公正妥当と認められる会計の慣行に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、信用金庫法及び同施行規則並びに我が国において一般に公正妥当と認められる会計の慣行に基づいて継

続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監事の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における理事の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
 - ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、金庫は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・計算書類等の表示及び注記事項が、信用金庫法及び同施行規則並びに我が国において一般に公正妥当と認められる会計の慣行に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 監査人は、監事に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

<剰余金処分案に対する意見>

剰余金処分案に対する監査意見

当監査法人は、信用金庫法第38条の2第3項の規定に基づき、盛岡信用金庫の令和6年4月1日から令和7年3月31日までの第123期事業年度の剰余金処分案について監査を行った。

当監査法人は、上記の剰余金処分案が法令及び定款に適合しているものと認める。

剰余金処分案に対する経営者及び監事の責任

経営者の責任は、法令及び定款に適合した剰余金処分案を作成することにある。

監事の責任は、剰余金処分案作成における理事の職務の執行を監視することにある。

剰余金処分案に対する監査における監査人の責任

監査人の責任は、剰余金処分案が法令及び定款に適合して作成されているかについて意見を表明することにある。

利害関係

金庫と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

庶務等の事項

総代会開催

令和6年

- 6月14日 第122期通常総代会を開催し、下記議案を付議し可決
 第1号議案 剰余金処分承認の件
 第2号議案 定款15条に基づく会員の法定脱退の件
 第3号議案 総代候補者選考委員選任の件
 第4号議案 理事8名選任の件
 第5号議案 監事3名選任の件
 第6号議案 退任理事・監事に対し退職慰労金贈呈の件

トピックス

令和6年

- 4月19日 Instagram公式アカウント公開
 5月20日 他地区信用金庫・団体主催「ビジネスマッチ・物産展」へ参加
 西武信用金庫（5月20日～24日、11月12日）、さわやか信用金庫（10月18日）、東京東信用金庫（11月22日）
 5月15日 中小企業・小規模事業者のための経営相談所「岩手県よろず支援拠点」との合同相談会を開催（令和6年度6回、25事業先を対象に開催）
 6月1日 第8回「もりしん愛の献血運動2024」を実施（令和6年12月30日まで）
 6月11日 「いわて食の大商談会2024」を共催
 6月15日 第13回紫波企業の森づくり「もりしん共存同栄の森」森林環境保全活動を実施
 第13回松尾鉱山跡地「もりしん友情の森」森林再生活動を実施
 サマーキャンペーン「2024」「スマイル応援定期預金」取扱い開始（令和6年8月30日まで）
 サマーキャンペーン「2024」フリーローン「自由」取扱い開始（令和6年9月30日まで）
 6月28日 「もりおかSDGsファンド」投資実行（令和6年度3社に対し投資実行）
 7月1日 八幡平市「八幡平市地域新電力事業に関する連携協定」共同締結
 7月10日 「来店予約フォーム」開設
 7月23日 「株式会社はちまんだいジオパワー」を共同設立
 8月3日 第38回岩手県学童軟式野球選手権大会「もりしんカップ」特別協賛
 8月9日 「中学生職場体験学習」を実施（令和6年度中学校2校、7名を対象に実施）
 8月22日 第12回盛岡信用金庫「桜の礼所・絵画コンクール」応募作品展示会を開催（1,288作品、令和6年8月27日まで）
 9月28日 「第38回二戸地区信友会連絡協議会学童軟式野球大会」後援・協賛
 11月14日 第19回「ビジネスマッチ東北2024」当金庫推薦27企業・団体出展
 11月16日 「とうぎん×もりしん×きたしん×L i v i T マルシェ」を共催
 12月2日 ウィンターキャンペーン「2024」「スマイル応援定期預金」・フリーローン「自由」取扱い開始（令和7年2月28日まで）
 12月3日 よい仕事おこしフェア実行委員会（事務局 城南信用金庫）主催「2024「よい仕事おこし」フェア 地域を応援！信用金庫がつなぐ大商談会」へ参加
 【原田治展「かわいい」の発見】特別協賛（令和7年2月9日まで）
 令和7年
 1月6日 能登を応援しよう「もりしん能登半島復興応援定期預金」取扱い開始（令和7年3月31日まで）
 1月28日 環境省東北地方環境事務所・東北銀行と「脱炭素及びローカルSDGsの実現に向けた連携協定」締結
 3月3日 「スマイル給与振込キャンペーン」取扱い開始（令和7年5月30日まで）
 3月17日 第12回盛岡信用金庫「桜の礼所・絵画コンクール」入賞作品展示会を開催（65作品、令和7年4月30日まで）

主要勘定の動き

（単位：百万円）

科 目	本年度末	前年度末	比較増減	増加率（%）	
				当 期	前 期
預 金 積 金	263,430	261,997	1,433	0.5	△ 1.4
貸 出 金	127,912	126,651	1,261	0.9	△ 3.6
自己資本額	9,207	8,573	634	7.3	△ 11.8
うち出資金	1,873	1,896	△ 22	△ 1.1	△ 0.0
自己資本比率	9.20 %	8.11 %	1.09 %	-	-
会 員 数	31,744 人	32,042 人	△ 298 人	△ 0.9	△ 0.4
常 勤 役 職 員 数	207 人	210 人	△ 3 人	△ 1.4	△ 8.2

〈営業店のごあんない〉

- 本 店 盛岡市中ノ橋通一丁目 ☎ 019-623-2221(代)
 仙北町支店 盛岡市仙北一丁目 ☎ 019-636-0022(代)
 材木町支店 盛岡市材木町 ☎ 019-623-6277(代)
 大通支店 盛岡市大通一丁目 ☎ 019-623-6227(代)
 本町支店 盛岡市本町通一丁目 ☎ 019-623-6257(代)
 青山町支店 盛岡市青山三丁目 ☎ 019-647-1181(代)
 厨川支店 盛岡市厨川一丁目 ☎ 019-641-1185(代)
 都南支店 盛岡市津志田中央二丁目 ☎ 019-638-3535(代)
 高松支店 盛岡市高松四丁目 ☎ 019-661-8136(代)
 山岸支店 盛岡市山岸二丁目 ☎ 019-652-5911(代)
 松園支店 盛岡市松園一丁目 ☎ 019-662-0101(代)
 天昌寺支店 盛岡市北天昌寺町 ☎ 019-646-7441(代)
 東支店 盛岡市中野一丁目 ☎ 019-624-6465(代)
 みたけ支店 盛岡市みたけ四丁目 ☎ 019-641-1330(代)
 紫波支店 紫波郡紫波町日詰字郡山駅 ☎ 019-676-2141(代)
 矢巾支店 紫波郡矢巾町大字又兵衛新田 ☎ 019-697-8800(代)
 西根支店 八幡平市大更 ☎ 0195-76-2611(代)
 久慈支店 久慈市中央二丁目 ☎ 0194-53-3281(代)
 遠野支店 遠野市中央通り ☎ 0198-62-3247(代)
 二戸支店 二戸市福岡字中町 ☎ 0195-23-2141(代)
 一戸支店 二戸郡一戸町一戸字向町 ☎ 0195-33-3141(代)
 葛巻支店 岩手郡葛巻町葛巻 ☎ 0195-66-3311(代)
 九戸支店 九戸郡九戸村大字伊保内 ☎ 0195-42-2141(代)
 ローンプラザ 盛岡市下ノ橋町 ☎ 0120-160-656

御所湖広域公園／雫石町

雫石川をせき止めて造られた巨大なダム湖「御所湖」。その湖畔に広がる岩手県立の広域公園は子どもから大人まで気軽に遊べるレジャースポット。大芝生広場やお花見広場、レクリエーション広場があるファミリーランドのほか、乗り物広場、尾入野湿性植物園、さくら園、塩ヶ森水辺園地、サイクリングロードなども整備されている。

令和7年7月7日

会 員 各 位

盛岡信用金庫

理事長 浅 沼 晃

第123期通常総代会決議ご通知

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、去る6月23日開催の第123期通常総代会において、下記のとおり議決されましたのでご通知申し上げます。

敬具

記

第1号議案	剰余金処分案承認の件
第2号議案	定款15条に基づく会員の法定脱退の件
第3号議案	総代候補者選考委員選任の件

以上

〔お願い〕

- 1) お届けの住所または居所等に変更が生じた際には、当金庫までご連絡ください。ご連絡がないことによって、当金庫がお客様(会員)に発信した通知が到着せず、継続して返送されてきた場合には、以後の通知は行わないことがありますのでご了承ください。
- 2) 当金庫は、会員の皆様の総意を適正に反映し、充実した審議を確保するため、総会に代えて総代会制度を採用しております。総代会制度についてのご意見、ご要望がありましたら当金庫総務部までご連絡願います。

〈お問い合わせ先〉盛岡信用金庫 総務部 TEL 019-623-2221 (代表)